

1 平成 25 年 4 月ないし 5 月時点における合意成立の有無

契約管財局より、交通局が 4 月 4 日頃にアートフェスタを実施する方針を決定したこと及び 5 月 17 日にプロデューサーとの間でアートフェスタ実施に関する合意をしたことを前提として、その意思形成過程の調査依頼を受けたが、その意思決定及び合意は存在しない。

- 少なくとも 4 月ないし 5 月の時点において、企画提案者が企画に関する多数の質問事項を抱え、かつ、これに対する回答が得られていない。
- 9 月中旬まで、プロデューサーやアーティストは、交通局職員とともに、複数回にわたって心斎橋駅や本町駅構内の視察を行っており、この視察を通してアートフェスタにまつわる様々な細目が次第に定まっていた。
- 7 月及び 8 月には、交通局に対して、アートフェスタに関する予算案が 3 度にわたって提出されているが、その見積額は、10 日足らずの間に 2000 万円も大幅に増額されており、その内訳にも変更がある。
- 9 月 6 日付の「楽チ力逢坂大阪地下鉄芸術祭開催計画書」においては、アートフェスタの会期が 10 月 25 日から 11 月 24 日までの予定であること、出品・出演アーティストの氏名、同年以降の 3 か年の展望等が記載されている。
- このようなことから、9 月初旬になって、ようやくアートフェスタの実施につき、その会期、概要及びこれに伴う開催費用の全貌が定まり、契約の要素に係る合意内容が定まったと評価しうる。

2 800 万円の支払いの適否

「アートフェスタに関する調査及び研究」は、各決裁からその内実、賠償金の支払いを目的とするものであり、「調査及び研究」に関する契約が成立したとは言えない。

また、「アートフェスタの実施に関する契約」についても、実施主体として予定されていた実行委員会が成立していない以上、契約当事者が存在せず、「アートフェスタの実施に関する契約」が締結されることはありえない。

このことから、交通局は契約関係上の損害賠償義務を負うことはないが、一切の法的責任を負わないと言い切れず、生じた損害については信義則上の賠償責任を負う可能性は否定できないものの、その範囲や金額は相当な範囲に限られ、今回支払われた 800 万円が損害賠償として適正であるか否かは重大な疑問がある。

- 800 万円の支払いに係る各決裁の標題は、「アートフェスタに関する調査及び研究」となっているが、内実、賠償金の支払いを目的とするものであり、各決裁をもって、「調査及び研究」に関する契約が成立したとは言えない。
- 9 月初旬に契約の要素の合意内容が定まったとしても、当初から終始一貫して、アートフェスタの実施主体として実行委員会が予定されており、その実行委員会が成立していなければ、そもそも契約当事者が存在しない。交通局は、アートフェスタの実施に関する契約を締結することはありえず、契約関係上の損害賠償義務を負うことはない。
- しかしながら、交通局は、5 月 17 日頃から 9 月初旬までの間、プロデューサー等と協力してアートフェスタの実施を積極的に進めており、プロデューサー等がアートフェスタの実施を信頼して準備を進めてきたことに対して、交通局が一切の法的責任を負わないと言い切れず、生じた損害については、信義則上の賠償責任を負う可能性は否定できない。
- ただし、交通局が信義則上の賠償責任を負うとしても、その範囲や金額は相当な範囲に限られる。
- 特に交通局が公営企業であることにかんがみれば、今回支払われた 800 万円が損害賠償として適正であったか否かについては、さらに慎重な検証を経た判断が求められたが、以下の点から、これが適正な損害賠償額であるのか否か、重大な疑問がある。
(800 万円の支払い経緯と算定根拠、アンビエンスからの請求書が日付を遡って作成されたものであること、請求書の個別項目の金額について交通局において検証されていないこと)

(参考)

交通局発注の随意契約に関する調査報告（第２次）12/16 開催 大阪市入札等監視委員会で審議

（４）別途、調査を実施する必要があるもの

事業名	契約年度	契約方式
アートフェスタ・イベント	H25	特名随意契約

- ・事業者からの提案を受けた時点でイベントを実施する方針を決定し、その後、当該事業者と実施に向けた打ち合わせを行うとともに、準備等に着手することを口頭で約束したものであるが、これらの意思決定の公文書が存在せず、意思形成プロセスが不明確。
- ・また、本件イベントの契約は決裁文書上、平成 25 年 5 月 1 日付で起案し、5 月 16 日付で決裁、5 月 17 日付で契約を締結したになっているが、実際は平成 25 年 10 月 29 日に起案・決裁し、同日に契約を締結。
- ・決裁文書上の契約の内容と成果物が一致していると解することは困難。
支払額の根拠は事業者が負担した実費相当額やキャンセル料の負担ということであるが、支払手続きの正当性や金額の妥当性など市民に対して説明責任を果たしていく必要あり。